

取り組み内容 タイトル

遊休農地対策・解消と担い手へのあっせん取り組み

令和4年 8月

市町名 矢板市

【市町・地域の概要】

- ・農地集積率 64.7%
- ・遊休農地面積 14.6ha
- ・認定農業者 173人

【取組前の状況・課題等】

- ・農地利用最適化推進委員が農地パトロールの際、雑草が繁茂している遊休農地を発見
- ・農振農用地内で周辺農地へも悪影響を与えると判断、農地利用意向調査前に、早急に草刈り等を実施するよう市外在住の所有者に通知したところ、管理ができないため売却希望との意向を受け、農業委員会から担い手へマッチングした案件である。
- ・相続等で市外在住の農地所有者が増加しているが、現状を把握しておらず周辺農地に迷惑をかけているケースが増加しつつある。

【取組内容】

- ・前述のとおり担い手とのマッチング後、農業経営基盤強化促進事業所有権移転により、有償売買を行い、農業委員会で嘱託登記を実施した。
- ・担い手による大型の重機にて抜根・深耕・生地・土壌改良後、作付を実施した。  
(約30a)



【今後の展開と方向】

- ・一度遊休化すると、復元するには労力と費用がかかる。
- ・今回は農業経営基盤強化基盤促進法に基づく売買となったケースではあるが、遊休農地解消の際の補助の対象にするなど、遊休農地対策に柔軟な対応が望まれる。